

附利殖したものである。

ジトウシツミ 地頭七海 ↓シツミ 七海 (羽咋)。

ジトウマチ 地頭町 羽咋郡富木院に属する部落。領家町村・高田村と共に惣稱して富來といふ。明治中に至つて地頭町に本江を併合した。

ジトクイン 慈徳院 加賀藩主第六代前田吉徳の女總姫、即ち前田利幸夫人の法號。詳しくは慈徳院靈源妙眞大姉。

シトド 一青 トト 鹿島郡一青庄に属する部落。能登名跡志に『此村に昔弘法大師水を乞ひ給ふに、水を進ぜざりし故、井戸を掘りても食用に立つ水なし。又此村の孫十郎といふ古き百姓の境内に尊榮出る池あり。』と記す。

シトドシヨウ 一青庄 鹿島郡に在つた。一青庄は保元二年故左大臣藤原頼長の領であつたのを没官して院領となし、同三年には石清水八幡宮領と見える。承久三年注進の能登國田數目録にも『一青庄、捌十町』とあり、後世亦一青庄がある。

シトドシヨウ 一青庄 鹿島郡に属し、藩政時代では、石塚・久乃木・坪川・西・新庄・在江・廿九日・大槻・春木・羽坂・今羽坂・末坂・一青・黒氏・花見月の十五ヶ村を含んで居た。

シトドフカサハ 一青深澤 フカソト 鹿島郡一青の内の小字。

シトリシヨウ 倭文庄 江沼郡に在つた。江沼志稿に、大聖寺町の東加茂村邊は、古へ山城賀茂社駿馬の馬揃に、六番を加賀倭文庄から牽上げさせたといふ所であると記す。シトリシヨウカモジンシャ 倭文庄加茂神

社 江沼郡加茂に在る。式内等舊社記に、『倭文庄加茂神社。加茂鎮座。舊傳云。往古以來加賀國倭文庄金津庄山城加茂領也。故駿馬之際兩庄共撰良馬牽上例也。故勸請云。』と記す。

シナガハ 品川 能美郡串茶屋の遊女。品川の情人に金澤野町茶屋喜兵衛の次子徳兵衛があつて、品川を落籍せんとして居た。品川之を喜び、自ら身受の資を助けんが爲、偽つて豪富の嫖客に秋波を送つたに、徳兵衛はその異志あるを疑ひ、文政元年九月三日之を刺した。品川死に臨んで實を告げ、徳兵衛は己の輕擧を悔いて自害した。

シナガハキヨウ 品川右京 一に右兵衛に作る。知行千石。慶長十九年三月七日高山南坊・内藤徳庵等と共に、切支丹信仰の徒たるを以て加賀藩から京師の板倉伊賀守に遷され、同九月二十四日阿媽港へ放逐された。

シナガハチヨウ 品川町 金澤の町名。藩士品川氏の邸宅があつたため稱したものである。

シナガハナホユキ 品川直幸 通稱藏人。萬治元年父雅直殉死の後、その遺知三千石を襲ぎ、寛文中小々將を歴て人持組に列し、元祿元年定火消に、寶永二年天徳院請取火消に任じ、享保元年歿した。

シナガハマサナホ 品川雅直 通稱左門。神祇伯白川雅陳王の季子とも、高倉大納言の三子ともいふ。前田利常に仕へて最も重用せられ、秩祿三千石を領し、人持組に班した。萬治元年前田利常の薨じた時、雅直は夙に殉死せんと欲したが、既に意を決した上は時の遲速を論ぜずとなし、乃ち雍髮して日夜の勤

行を怠らず、葬送の事終るに及んで小松から金澤に歸り、十二月四日寶園寺に詣で、侯の靈牌を拜し、佛殿の前に屠腹の場を設け、河口八郎右衛門をして介錯せしめた。時に雅直の殉ずること他に比して最も遅かつたから、世人の怯懦とせんことを恐れ、門を開き幕を襲げ、衆をしてその屠腹の状を見しめたといふ。時に年三十四。法號寒翁嶺雪居士。

シナジナチヨウ 品々帳 村々高免品々帳の略稱で、各村の高及び免を調査し、百姓人別に持高を記入した帳冊をいふ。寛文十一年に初り、組裁許の十村が、その組を一冊としたもの二通を製し、一通は十村之を保管し、一通は改作所に進達して置いた。若し百姓の切高・取高をなした時は、品々帳に持高の増減を付札として改作所に提出し、奉行は之に捺印して返附すると同時に、改作所備付の品帳にも付札をなし置いたのである。

シナゼンセツズシキ 支那禪利圖式 石川郡大乘寺の製藏で、一に五山十刹圖ともいはれ、紙本墨書、幅三〇〇寸、上卷全長一・二六八寸、下卷一四六寸を有し、明治四十四年四月國寶に指定せられたものである。その内容は、禪宗の巢窟として知られた南支那の名刹中、徑山・碧山・靈隱金山・育王山・蔣山・天童山・何山等に就きて、殿宇の構造様式、堂内の設備及び佛具の形状等、各種の方面に互つて特色あるものを蒐集圖示したもので、その配列は組織的でないが、徑山・金山の佛殿、育王山の洗面處、碧山の水階、天童山の花燈口、その他禮天目叢林告香の圖、僧堂念誦及び巡堂の圖、僧衆配列の座位、諸山の扁額等、皆支那禪刹の一斑を窺ふに足るべきものである。

シナノキカハ 級木皮 加賀古跡考に、石川郡倉谷二侯・板尾下折・内尾・奥池・木滑、この七ヶ村よりしなの木の皮を剥いで繩とし、或は駄馬の首尾を覆ふに用ふる爲賣出す。古へしなの皮おどしの鎧と稱したは、是を以てよろうたものであると記す。

シナミヤマ しなみ山 ↓シヤミヤマ しやみ山。

シナンタ 代田 羽咋郡土田庄に属する部落。↓シラノダ 志良田。

ジノコ 地の粉 鳳至郡輪島の東方小峰山から採集する硅藻土で、寛文の頃から地の粉の名を以て採漆の地下塗料として用ひられるものである。輪島漆器の堅牢なるは、一に之を下地に用ひるによるといわれる。

シノダゴザエモン 篠田五左衛門 初め御算用者小頭として新知八十石を受け、後組外に列し、二十石を加へ、文政十年歿した。子孫相繼いで藩に仕へる。

シノダコタロウ 信田小太郎 石川郡宮腰に信田小太郎の滞在した事があるとて、大野